



# わかたけ

学校通信

練馬区立大泉西小学校  
学校通信 冬休み号  
平成29年12月25日発行  
編集責任者 校長 青山 直志

<http://www.oozumi-w-e.nerima-ky.ed.jp/> 学校HP 毎週更新中!

## スクールゾーン

校長 青山直志

西大泉四丁目二十の辺りに五又路があります。非常に変則的な五又路であるため、信号機は勿論、横断歩道を敷設することもできません。この東側に住宅が多く建つことによって、この五又路を通学路として登校する児童が多くなったようです。車やバイクと子供たちが交錯する様を、見ていられない、と近隣の保護者の方々が自主的に毎朝、子供たちの登校を見守ってくださっています。

去る六月二十四日、本校の避難拠点運営連絡会に練馬区長が視察にいらっしゃいました。そこで保護者、地域の方々と懇談する時間をもって、そこでその五又路の窮状をお話することができました。後日、区の交通安全課が現状を確認し、五又路のアスファルト舗装を新しくし、カラー化することによって、運転手の注意を喚起しようということになりました。

(十二月十五日、作業完了)

ただ、この五又路は本来、スクールゾーンであり、土日、休日を除く朝七時半から八時半は歩行者専用となります。スクールゾーンとは通学路の安全を確保するために、小学校を中心に半径五百メートル程度を指定するもので、交通安全対策基本法第二十四条がその法的根拠となっています。

しかし、朝、その五又路を見廻ってみますと、やはり一般の車やバイクが行き来します。そこで、前述の交通安全課から「ウマ」と呼ばれる三角の置き看板をいただき、ファミリーマート側からの車の進入を防ぐと共に、石神井警察からはパトロールに来ていただくことをお約束いただきました。

十一月二十二日の朝、石神井警察の三名の警察官の方々がいらして、歩行者専用となる七時半から八時半、通行する車両を一台一台止めて、スクールゾーンであること、通行するには通行許可証が必要であることを説明していただきました。

スクールゾーン内に居住している、または職場があるといった場合、警察に「通行禁止道路通行許可申請書」を提出することで通行することが出来ま

す。ここを通る特別支援学校、幼稚園の送迎バスにもこの通行許可申請をさせていただいて



ご協力をお願いします!

《冬休みを楽しく過ごすために》  
いよいよ年末。一年のまとめをし、気持ちのよい新年を迎えるために、家族の一員として、しっかりと役割を果たしましょう。年末年始は家族の方と過ごす時間も多くなります。日本の伝統行事のよさを味わって下さい。また、たくさんの方とお会いする機会も多い時です。次のことを心掛け、学びの機会としましょう。

- ① 気持ちのよい挨拶
- ② きれいな言葉遣い
- ③ 礼儀正しい対応 などです。

安全に、健康に、楽しく充実した冬休みを過ごして下さい。※生活指導に關しましては「冬休みの過ごし方」が配布されます。そちらをお読み下さい。

### 【冬休みから1月の予定】

- ☆ 12/26(火) 1/8(月) 休み
- (12/29) 1/3 完全閉庁期間
- ☆ 1/9(火) 新時程開始(裏面参照)
- 始業式・書き初め会・給食始め
- ☆ 1/11(木) 保護者会(一・二年)
- ☆ 1/15(月) 保護者会(五・六年)
- ☆ 1/16(火) 保護者会(三・四年)